

# 『農業と農政の視野／完 —論理の力と歴史の重み—』

生源寺 眞一 著

国際領域 行政専門員 明石光一郎



『農業と農政の視野／完  
—論理の力と歴史の重み—』

著者／生源寺眞一

出版年／2017年

発行所／農林統計出版社

本書は農政研究の第一人者であり長年にわたって農政改革に関与してきた著者が主に2014年から16年にかけて書いたエッセイや小論文を集めたものであり、そのカバーする範囲は農業、農村、農政、政策研究に及んでいます。

全体は四つのパートから成り、パートⅠ「食と農の見取り図」、パートⅡ「揺れる農政」、パートⅢ「農村の四季」、パートⅣ「次の世代へ」となっています。パートⅠとパートⅢは楽しく読めて、読むだけで農業・農村への親近感を抱くことができます。パートⅡは農政に関する内容で農業・農政にかかわる人々への著者のメッセージが込められています。ここではパートⅡの中で特に重要と思われる食料の安全保障と農政の安定性について紹介します。

食料の安全保障に関しては、食料自給率と関連付けながら議論が進みます。食料自給率は農業生産だけでなく国民の食料消費パターンにより影響される数字です。東アジアのような人口稠密地域の食料自給率は、貧しい時代にはコメを大量に消費するため高い値となりますが、豊かになると畜産物を大量に食べるようになるので低下します。このため著者は、食料消費パターンで変化する自給率の数値を追いかけるよりも食料の安全保障のほうが重要であるとしています。どのような事態のもとでも国民がミニマムの食料を確保できる状態の維持が重要であり、国がそのためのカロリー供給力を維持することは必須であると強く主張します。著者は日本においても、食料の国際価格の高騰に円安という条件が加わった場合、所得格差の拡大により一部の人々に購買力の不足による食料の安全保障の問題が生じる可能性があることを指摘しています。

農政について、著者は1999年に公布・施行された新基本法（食料・農業・農村基本法）を中心に農政の流れを概観します。新基本法の政策理念は①食料の安

定供給の確保、②農業の多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展、④農村の振興です。その実現のために、5年ごとに食料・農業・農村基本計画

を策定することとなっています。同計画は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で、①食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針、②食料自給率の目標、③食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、④その他、食料、農業及び農村に関する施策の推進に必要な事項、について策定されます。第2回（2005年）の基本計画では経営所得安定対策が新設され、品目別の安定対策から、品目横断的に施策対象となる担い手を明確化し、その経営の安定を図る施策に転換しました。2006年には担い手経営安定法が制定されました。著者は、第3回（2010年）の基本計画を、「効率的かつ安定的な農業経営が・・・農業生産の相当部分を担う」ことを目指す「基本法の理念から逸脱した面を有していた」と評価しています。第4回（2015年）の基本計画については、農業の担い手像をあらためて明確に定義して重点的な支援を講じることを記述したと指摘し、「基本法の理念に沿った内容に回帰した」と評価しています。以上4回にわたる基本計画の策定に関して著者は「近年の農政は大きく揺れ続けてきた」と指摘し、政策の安定性が重要であることを強調しています。頻繁に政策が変更されて安定性が損なわれると、本格的に農業を営む生産者に深刻な負の影響を及ぼすこと、近年の日本では政策自体がリスクファクターとなったことを主張します。

以上、足早に紹介してきましたが、農政に関心の深い方には、「日本農業の真実」、「農業と農政の視野」、「続・農業と農政の視野」との併読をお勧めします。